

平成30年 第3回

苓北町農業委員会総会会議録

会 長

皆さん、おはようございます。

3月は、年度末で大変ご多忙のことと思います。先般の2月23日の熊本県農業委員会活動強化推進大会の参加をいただきまして、誠にありがとうございました。中山間地における農地集積の取り組みについて、農業公社農地集積専門員の氏外、農地集積の取り組み等についてご指導いただいたところでございます。研修の取り組みにつきましてを考慮して、苓北町の集積にもつなげていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願い致します。それでは、みなさん本日はよろしくご審議ください。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は、全員ご出席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願い致します。

どうぞよろしくお願い致します。

議 長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、6番の大仁田金次委員さんと2番の平田秀夫委員さんに、お願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、西川氏、瀬形氏を指名を致します。

議 長

それでは、日程第2. 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第2．議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

3ページの整理番号1の案件から5ページの整理番号3の案件につきまして、福祉施設の新築移転に関連しておりますので一括して説明致します。

まず3ページをお開きください。

整理番号1の案件です。

申請物件は、苓北町志岐の田1筆、面積は、3, 102㎡です。

続きまして、4ページです。

整理番号2の案件です。

申請物件は、苓北町志岐の田1筆、面積は、3, 027㎡です。

続きまして、5ページです。

整理番号3の案件です。

申請物件は、苓北町志岐の田1筆、面積は、420㎡です。

申請地は6ページから9ページに図示しております。

3件とも福祉施設移転に伴う代替地です。

それぞれ、議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。

権利の種類は売買による所有権移転で、申請理由は経営規模を拡大するためとのことです。

議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1～3の案件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

6番
大仁田委員

はい。本件につきましては、私の担当する地域でございます。整理番号1～3については、先ほど事務局から説明がありまして、福祉施設の新築移転に伴う代替地ということで、2通りありまして、お金で解決された方と土地をほしい方とでして、この3件は代替地を望まれて成立して、両方の話し合いが成立しております。本人達も納得の上で成立しておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、3件とも福祉施設移転に伴う代替地ということでございます。この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。ございませんか。

事務局 整理番号1に関連してなんですが、譲受人は、現在、経営移譲年金を受給されております。その関係もありまして、本人さんは農地を持つことができないわけですが、今回、農地を一度譲り受けして、次回の総会でその農地をすぐに譲り渡す形になると思います。

議 長 譲受人さんの経営移譲年金ということであれば、息子さんは農業をしとらすわけですか。

事務局 会社にお勤めです。

議 長 はい、わかりました。

事務局 今回の件なんですが、譲受人さんが息子さんに譲渡してしまうと税金の関係でおかしくなってしまうので、お父さんの土地の名義を慈永会に売って、お父さんが取得されると売ったお金で農地を買った。今度は、売ったお金で息子さんが農地を買ったということになると、贈与の関係でおかしくなりますので、1回、お父さんの名義にして、その後また、どなたかに経営移譲するというのでやりたいと思います。

議 長 それは、経営移譲しとっても、売買は可能ですたいね。

事務局 1回、合意解約をしたんですよ。一度契約をなくして、その時に転用して、また元に戻すということですね。貸し借りをですね。

議 長 はい、ありがとうございました。他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

6番
大仁田委員 | この1と2の件は、どうも排水が悪いのではないかということで、工事中に土が余るような計算になっている。その関係で田のかさ上げも言われましたですね。なんせ、どれくらいかということにはわかりませんが。畑の土が余るらしいです。

5番
小野委員 | それを田に入れるということですか。

6番
大仁田委員 | そのようです。そのようなことを話されていましたが。まあ、後で出てくると思いますけども。

議 長 | 他にご意見はございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1～3の案件についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 | はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号1、2、3の案件につきましては許可することに致します。

事務局 | 続きまして、日程第3. 議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請についての案件につきまして、事務局に説明を求めます。

はい、日程第3. 議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

11ページの整理番号1をお開き願います。

事務局

申請人は議案記載のとおりです。

申請物件の表示は、荅北町志岐の田5筆2, 571㎡、畑52筆21, 560㎡、計57筆、24, 131㎡です。

土地の所在につきましては、12ページから15ページの別表をご覧ください。

転用の目的は、福祉施設の新築移転です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は、社会福祉法人で福祉施設を運営しているが、老朽化及び耐震化への対応のため移転する候補地を探していた。申請地は国道に面しており、利便性が良いため、転用申請に至った次第である。他に代替となる土地もないことから、申請地を福祉施設の新築移転用地として転用したい」というものです。

申請地の場所及び施設の概要等につきましては、16ページから24ページをご覧ください

審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

なお、申請地は、農用地区域外であり、第1種農地ですが、農地法の運用についての第2の1のイの(イ)のdの(a)により、病院、診療所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるものに該当しますので、例外的に許可することができるとなっております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1の案件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

2番
平田委員

19ページの申請地は、34,162㎡ですね。転用される面積は、24,131㎡ですよ。残りの1町ぐらいいは何なんですかね。山林もしくは同意をされていないのか。

事務局

はい、事業面積としてはですね。34,102.69㎡になります。その内の農地が、今の申請されている24,131㎡になります。その他の地目としてはですね。山林・原野・公衆用道路・里道等が含まれています。以上です。

2番
平田委員

そしたら、24,131㎡はすべてであると理解してよろしいですか。農地だけということですね。

事務局

そういうことで、農地だけです。

2番
平田委員 関係者はすべてですかね。例えば、反対をしている人がこの中にいるということではないですよ。

事務局 24,131㎡の中にはですね。売買を同意された方のみの申請です。

6番
大仁田委員 そしたら、またこういう申請ができる可能性があるということですか。

事務局 そうですね。今、ちょっとわかっているのは、相続ができない人が何人かいらっしゃるんですよ。ひよっとすれば、後からそれが変更というか。追加で出てくるかもしれないです。同意がいただけない方については、どうしてもそこは売っていただけないので、出てくることはないと思います。

議 長 大仁田委員さんは、現場は見られたわけですか。

6番
大仁田委員 私もその地域の畑を耕作していましたので、施設が来る予想はしていたわけですよ。場所もいいところです。ただ個々に反対の意見の方がおられたのでですね。これは、大分難しいなあと感じておりました。福祉施設の方でもですね。そうとう周到に検討されて交渉にあられたのではないかと思っております。これだけの土地をですね。まとめるということは至難の業ですよ。

議 長 その方は、もう同意されたわけですか。

6番
大仁田委員 はい、名簿に載っております。

議 長 ああ、そうですか。
はい、他にご意見はございませんか。

1 番
塚田委員 2点お伺いします。今度の申請予定地とそれに隣接する施設があるわけですが、対象外になっている所だと思うんですが、その間の谷の所に放牧地があるんですよね。補助事業を使った放牧地があるんですが、その方との影響があるのかどうかということと同意が取れているのかということと、補助事業を使った放牧地になると思うので、関係機関との調整ができていいのかどうかという点とあと1点は、志岐ダムからの農業用水で老朽配管の交換計画とか、多分あったんですよね。農業用水の方の影響とかはなかったのかをお聞きします。

事務局 18ページで説明しましょうか。計画予定地には入ってはいません。

1 番
塚田委員 ちょうど谷になるので、入っていないということですね。

6 番
大仁田委員 私が聞くとところによるとですね。最初、予定地だったというような話を聞きまして、なぜ除外になったかということ、ここと予定地の間に大きな溝が通っているんですよ。川みたいな大きな溝が通っているんですよ。暗渠が入っているんですよ。それをもう消すことはできないという話を聞きました。

事務局 今、大仁田委員さんからも説明があったんですけども、山林があつてですね。その境にちょうど水路があつて、その隣が田んぼになって、その田んぼの所に放牧をされているということですよ。ですから直接的には、放牧地には影響はないと判断しております。あと土地改良区の水の件なんですけど。午後から土地改良区の方のまた会議があるんですけど。一応今からこの総会が終わった後にですね。どういう判断がでるか土地改良区の方も判断されると思います。一応除外する方向で検討しています。申請地全部ですね。

議 長 他にご意見はございませんか。

2 番
平田委員 さっき、泥が余るという話を大仁田さんがされたんですけど。どういうことですかね。

6番
大仁田委員 話だけん。余るかどうかはわかりません。今、測量された時点では、残土が出るのではなかろうかなということです。

5番
小野委員 段差が結構あるでしょう。全体的には、平面じゃなかでしょう。どのくらい埋めるとかは、わからないんですか。

6番
大仁田委員 余談になりますが、エコアッシュを埋めるんじゃないかという危惧の念を持っていらっしゃる方が中にいらっしゃって。それはいやだよ。少しエコアッシュを埋めるということになれば、余るのは確かです。それはどういう施工をするかということは、我々には関係のない話なんですけど。まあそういう意見もあるということは、ちょっと知っておいていただければと思います。施設の本体は、一番奥になるらしいんですよ。畑側です。多分、段々に作ってくるのではと思います。平面じゃなくてですね。段々、緩やかなものになっていくんじゃないかと思います。そうなってくると、埋める面積も減ってくることになります。

議 長 はい、その所はですね。うちの委員会ではどうこういう権利はございませんが、5条の許可申請について、他にみなさんのご意見はございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1の案件について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号1の案件につきましては、県農業会議に諮問案件として提出し、意見を聞くことに致します。

それでは、日程第4. 議案第67号・農用地利用集積計画の認定について、上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい。日程第4．議案第67号・農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。

26ページをお開きください。総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規が、4件ございます。

面積は、田1筆652㎡、畑3筆1,232㎡、合計1,884㎡です。

明細は、27ページをご覧ください。

続きまして、利用権設定の再設定が、2件ございます。

面積は、田9筆14,244㎡、畑1筆274㎡、合計14,518㎡です。

明細は、28ページから29ページをご覧ください。

続きまして、利用権の転貸で14件ございます。

面積は、田10筆14,896㎡、畑4筆1,506㎡、合計16,402㎡です。

明細は、30ページから32ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので許可することに致します。議案第67号は原案どおり許可することに致します。

続きまして、日程第5・議案第68号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について、上程致します。事務局に説明をお願い致します。

事務局

はい、日程第5．議案第68号農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定についてご説明致します。33ページをお開きください。

この別段面積につきましては、農地法第3条第2項第5号、及び同法施行規則第17条第1項、第2項に基づき定められた苓北町における別段面積につきまして農林水産省からの通知により、毎年別段の面積を設定または修正することが必要であるか検討することになっております。

この件につきましては、本年2月2日に開催されました天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議におきまして検討いただいております。

(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、現行の下限面積(別段面積)40アールの変更は行わない。

理由としましては、天草管内の各市町においても中山間地であり、現行の40アールから変更は行わないため。

(2) 同規則第17条の第2項の適用についても、方針として現行の40アールから変更は行わない。

理由としましては、農地法第30条の規程に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地面積は昨年とほとんど変更がないためです。

以上でございます。

議長

はい、只今事務局から下限面積につきましてご説明をいただきましたが、只今説明がございましたように2月2日に天草地区の農業委員会連絡協議会代表者会議において検討をしたわけでございますが、天草市、上天草市、苓北町共に下限面積は40アールとして変更はしないという事に決定致しました。

ただ意見の中に、天草に帰省して帰ってくる方が、住宅を求めた時にその住宅の横に少し農地がある。少し付いているという場合には、下限面積が40アールということで、ちょっと問題があるからどうしたものかと上天草市からの提案がございました。これは今回は検討課題としてもう少し研究して、関係機関にお話を聞くということで、天草郡市では40アールを下限面積として決めるということに決定を致しました。ただ今申し上げましたその件につきましては、後日まあ来年度になるかわかりませんが、関係機関からのお話を聞き検討したいということになりましたので、おつなぎとして皆様方にご報告しておきたいと思っております。

下限面積40アールということで承諾いただける方は挙手をお願い致します。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認することに致します。

議 長

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 平成30年度農業労働賃金基準額（案）について
《平成29年度からの改正点》
 - 一般農作業の賃金を8時間労働当たり、
5,800円→5,900円（100円の増加）
※昨年10月に最低賃金が1時間737円に改正
なお、天草管内の一般農作業の賃金は、5,900円で統一
 - 畦ぬり（機械） 1m当たり 50円を追加
天草管内では、上天草市と同額で設定しております。

2. 平成30年度農業委員会開催予定日（案）について

別紙のとおり

3. 次回の農業委員会総会について
次回、平成30年第4回総会は、平成30年4月10日（火）
午前9時30分から庁議室での予定です。

事務局からは、以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。
只今事務局からその他事項につきまして説明がございましたが、皆様から何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議 長

無いようでございます。
農業委員会の議題は以上でございます。
以上をもちまして、平成30年第3回総会を閉会いたします。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時14分

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____